

<一般委託>

配水管漏水調査作業(3) 業務委託(一般委託)仕様書

配水管漏水調査作業(3) 業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	地下漏水等を早期に発見し、2次災害の防止や無収水量の減少を図る。
2	履行期間	契約日から30日
3	施行場所	横須賀市長浦町ほか
4	業務内容	市内全域から抽出した配水本管並びに配水管及び給水管の漏水調査
5	特記事項	別紙、配水管漏水調査作業(3)業務委託特記仕様書による
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記に定める職務内容と実務経験を有するもの。 (1)調査技師(漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行い、実務経験を有する者。) (2)調査助手(漏水調査及び管路探知等の作業に習熟する者。)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	上下水道局 技術部 水道管路課 管路維持第1係 中野 孝紀 電話 046-822-4206

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

配水管漏水調査作業（3）業務委託特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「当局」という。）が委託する配水管漏水調査作業（3）業務委託に適用する。

第2条 業務基準

1. 特記仕様書に定められたもののはか、当局水道工事共通仕様書により行うものとし、記載のない事項については当局監督員の指示によるものとする。

2. 作業内容

（1）作業計画作成

本調査に先立ち、設計図に示すランク（AからFまでの6段階を設定している。Aは健全度が低く、漏水が発生する確率が高い地域。）を意識し計画を立案すること。また当局からの貸与図面等を整理し、調査方法、調査ブロック割、作業工程等の綿密な作業計画を作成し、作業計画書を提出すること。

作業計画書については、以下の項目を記載すること。

- 1) 調査概要 2) 調査内容及び手順 3) 工程表 4) 緊急連絡体制 5) 作業管理
6) 写真管理 7) 使用機器一覧表

（2）戸別音聴調査

①各戸ごとの止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音を発見する作業であり、8時30分から17時の間に実施すること。

②使用機器は音聴棒を基本とし、補助として漏水探知器の使用を認める。いずれも実務経験を有する調査技師と調査助手が、自身の耳で漏水を判断する道具で行うこと。

③宅地内に立ち入る時は、住民若しくは水道使用者等に声かけをし、許可を得なければならない。

④宅地内の漏水は、水道メーターまで漏水調査を行う事とする。また、建物の床下等で漏水し、調査が不可能な場合は、漏水調査票にその旨を記入し提出すること。

⑤作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を必ず配置すること。

（3）路面音聴調査

①給・配水管路上の路面において漏水探知器等を用いて音聴し、漏水音を発見する作業であり、22時から5時の間に実施すること。

②作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を必ず配置すること。

（4）漏水確認調査

①漏水箇所をボーリングバーまたは相関式漏水探知装置等を用い、漏水箇所を確定する作業であり、8時30分から15時の間に実施すること。

②本作業の実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意すること。

③やむを得ず上記時間帯以外で作業をする場合は、当局監督員と協議すること。

④修理立会いの依頼を受けた場合はこれに従い、修理後に漏水音がある場合は、速や

かに再度調査を行うこと。

⑤作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を配置すること。

(5) 報告書作成

本調査結果の報告書を作成し、漏水調査報告書として提出すること。

漏水調査報告書については、以下の項目を記載すること。

- 1) 調査ブロック一覧
- 2) 公道・宅地内別件数及び推定漏水量
- 3) 各ブロックの漏水件数及び漏水量
- 4) 各ブロックの戸別・音聴別による漏水件数
- 5) 件数/km²表
- 6) 漏水量/km²表
- 7) 地上・地下漏水発生状況
- 8) 配水量分析
- 9) 調査効果
- 10) 年度別ブロック漏水集計表
- 11) 調査結果表
- 12) 実施工程表
- 13) 漏水個所一覧表
- 14) 推定漏水量
- 15) 発見件数と復元率

※ 上記項目については、監督員と協議のうえ作成すること。

3. 緊急音聴調査

- (1) 調査中、異常な漏水音を発見した時は、速やかに漏水位置を確認し、当局監督員に連絡すること。
- (2) 地上に漏水が溢れている場合、二次災害を防止するため、早急に漏水位置を確定し、当局監督員に連絡すること。

第3条 安全の確保

1. 当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。
2. 夜間や交通量の多い場所、転落の恐れがある場所で作業を行う場合は、調査関係者にヘルメット、安全靴、トラチョッキ等の必要な保護具の着用を徹底させること。

第4条 業務の履行確認

戸別音聴調査、路面音聴調査については、作業日報及び漏水調査票の提出により行い、当局監督員にその都度報告を行うこと。また、当局監督員から現地で履行状況確認を求められた場合は、その指示に従い対応をすること。

第5条 付帯事項

1. 着手前に、使用機器等の一覧表を作成し、当局監督員の承諾を得なければならない。なお、器具機材については、精度を確認し監督員に報告すること。また、器具機材及び消耗品が不適当及び不足の時は、取替え又は補充させことがある。
2. 現地調査は、社名入りの作業服及び腕章等を着用し、当局発行の身分証明書を必ず携帯して、当局の委託調査員であることを明らかにすること。また完了後、身分証明書及び貸与品は速やかに返却すること。
3. 作業日報及び委託漏水調査作業予定表は日々提出することを原則とし、当局の明細地図に漏水箇所を記入すること。
4. 漏水位置の確定後、漏水箇所に「W」字で明示し、関連する止水栓等を白×マークで表示すること。また、その止水栓等の操作の良否を確認し、漏水調査票に記入すると共に当局監督員に口頭で報告すること。
5. 公道・公設私道内で漏水を発見した場合は、分水栓の位置を白×マークで表示すること。アスファルトやコンクリートの場合は、「T」字で、その他の舗装はオフセットやポイントで明示すること。
6. 漏水位置確定時に舗装厚を測定し、漏水調査票に記入すること。
7. 調査が完了した後は、作業日報に記入し、当局監督員に報告すること。また、当局監督員から現地で履行状況確認を求められた場合は、その指示に従い対応をすること。
8. 貸与品の紛失や事故が発生した場合、速やかに当局監督員に報告すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確實に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関する改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

配水管漏水調査作業（3）業務委託
工 事 設 計 書

横須賀市上下水道局

単価適用日 2020年 7月 1日

総括表

2020年度	工事番号	
委託名称	配水管漏水調査作業（3）業務委託	
ブロック番号	1881ほか	施 行 位 置 横須賀市長浦町ほか
予算科目		
委 託 概 要	<p>本作業は、下記のとおり漏水調査作業を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>総延長 19.71 k m 戸別音聴調査 1,284戸 路面音聴調査 6.10 k m</p> <hr/> <p>履行期間 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日</p>	
作業実行方法	委託	履行日数 30日

設 計 基 本 情 報

設計情報

設計書番号	013200027
設計種別	当初設計
工事番号	
委託名称	配水管漏水調査作業（3）業務委託
ブロック 番 旦	1881ほか

諸経費情報

単価世代	2020年 7月 1日
諸経費の工種	管路等管理業務個別委託-点検調査業務等(日本水道協会)
施工地域補正	なし
前払金支出割合	
契約保証費	なし
処分費控除	なし
週休2日補正	なし

本工事内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
配水管漏水調査作業（3）業務委託								/H
		業務委託費						/H
		直接業務費						/H
		作業計画作成		式	1			第 1 号内訳書参照 @U001
		現場下見調査		式	1			第 2 号内訳書参照 @U002
		戸別音聴調査		式	1			第 3 号内訳書参照 @U003
		路面音聴調査		式	1			第 4 号内訳書参照 @U004
		漏水確認調査		式	1			第 5 号内訳書参照 @U005
		報告書作成		式	1			第 6 号内訳書参照 @U006
		直接業務費計						++P
		安全費(市街地乙・都市近郊)		式	1			!3AY4

付属 1

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		業務原価						++G
		諸経費		式	1			!3ASK
		点検調査業務等価格						++T
		消費税及び地方消費税 相当額		式	1			%S10
業務費計								++U

第 1 号 内訳書 作業計画作成

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画作成（1）	音聴作業主体	k m	19.71			[Z0001]一位代価表参照
計						

第 2 号 内訳書 現場下見調査

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場下見調査（1）	音聴調査主体	k m	19.71			[Z0002]一位代価表参照
計						

第3号内訳書 戸別音聴調査

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
戸別音調調査(2)	50戸/km≤給水密度<150戸/km	戸	1,284			[Z0003]一位代価表参照
計						

第 4 号 内訳書 路面音聴調査

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面音聴調査	(夜間)	k m	6.1			[Z0004]一位代価表参照
計						

第 5 号 内訳書 漏水確認調査

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
漏水確認調査（2）	50戸/km≤給水密度<150戸/km	km	19.71			[Z0005]一位代価表参照
計						

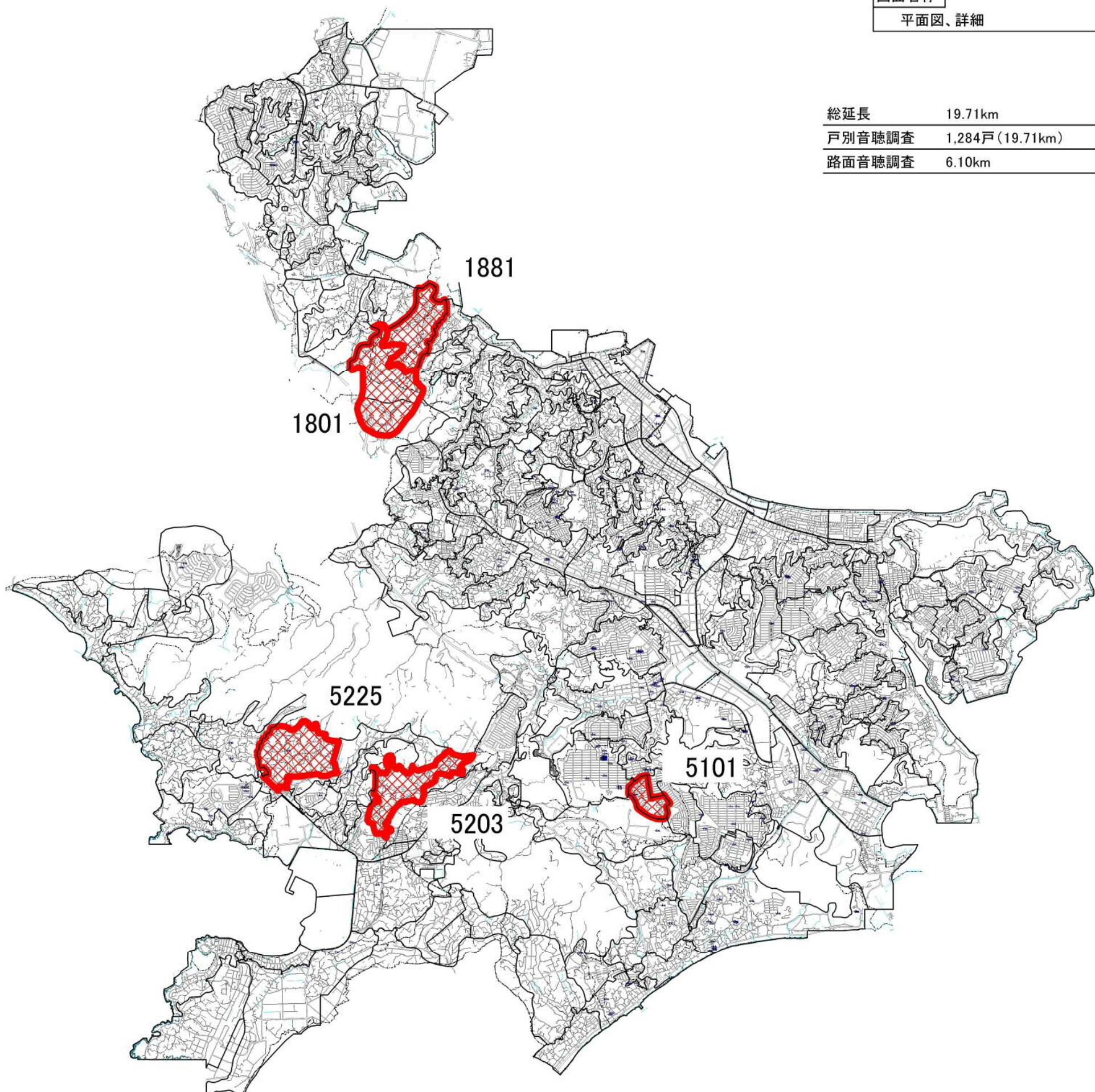
第 6 号 内訳書 報告書作成

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
報告書作成 (1)	音聴作業主体 集計・分析含む	k m	19.71			[Z0006]一位代価表参照
計						

参考図	1/1枚
委託名称	
配水管漏水調査作業(3)業務委託	
施行位置	
横須賀市長浦町ほか	
図面名称	
平面図、詳細	

平面図



詳細

ブロック	ランク	目標	距離	戸別	調査方法	ブロック	ランク	目標	距離	戸別	調査方法
1881	C5	月見台住宅	1.49	92	戸別+路面	1801	E6	塚山公園	4.61	127	戸別+路面
5225	D8	丸幸水産	4.18	200	戸別	5101	E4	岩戸第1配水池	5.70	652	戸別
5203	D8	相武幼稚園	3.73	213	戸別						